



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2014 AUGUST / 180号

★ 韓国の知財法改正 ★

1. 韓国意匠法の改正

韓国のデザイン保護法（意匠法）が2014年7月1日から施行されています。同時に同国のヘーグ協定への加盟が発効しました。

(1) 関連意匠制度の導入（第35条）

類似意匠制度が廃止され、関連意匠制度が導入されました。韓国の関連意匠制度は、日本のものによく似ていますが、出願時期が「基本意匠の出願日から1年以内」に制限される点にご注意ください。（日本の関連意匠出願は、基本意匠が公報に掲載されるまで可能）

(2) 意匠権の存続期間延長（第91条）

意匠権の存続期間について、「設定登録日から15年」から「出願日から20年」に改正されました。（日本は「設定登録日から20年」です）

(3) 複数意匠の登録出願制度（第41条及び第65条等）

改正前意匠法では、意匠無審査物品に限り20個以内の複数意匠を1意匠登録出願とすることができましたが、改正法では、審査・無審査の区別なしに同じ類に属する物品を100個まで1意匠登録出願することが可能となりました。（日本はまだ1意匠1出願です）

(4) 拡大された先願の自己出願例外（第33条第3項）

改正前意匠法では、先に出願された意匠の一部と同一か類似の後願意匠は、意匠登録出願人が同一か否かに関係なく意匠登録を拒絶されていましたが、改正後は、出願人が同じ場合には意匠登録を受けることができるようになりました。（日本でも登録可能です）

2. 韓国特許法の改正

2015年1月1日より、韓国特許法が改正されます。

(1) 特許請求の範囲（クレーム）なしの仮出願

特許請求の範囲がなくても出願が可能になるため、「アイデア説明資料」だけでとりあえず出願日を確保し、優先日から14か月以内に特許請求の範囲を補完することが出来るようになります。（日本にはこのような制度はありません）

(2) 英語での仮出願

現在、韓国出願では、韓国語でしか出願できませんが、改正後は、英語でも出願できるようになります。ただし、パリ条約ルートの出願では、優先日から14か月以内、PCTの国内移行では、優先日から32か月以内に、韓国語翻訳文を補完する必要があります。（日本では、パリ条約ルートの出願では、優先日から14か月以内、PCTの国内移行では、移行日から2か月以内に日本語翻訳文を補完する必要があります）

(3) PCT国内移行における韓国語翻訳文提出期間の延長

現在、PCT国内移行の場合、韓国語翻訳文の補完期間は、優先日から31か月ですが、改正後は32か月に延長されます。（日本では優先日から30か月です）

(4) 国際出願原文に基づく誤訳訂正

現在、韓国出願では韓国語翻訳文に誤訳があったときでも外国語原文に基づいて訂正することができませんが、改正後は、PCT国内移行の場合、国際出願の原文に基づいて誤訳訂正ができるようになります。（同様の場合、日本では誤訳訂正が可能です）